

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その日を除く)

第二十五期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式②）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和五十年二月二十六日から昭和五十年三月十一日まで

昭和五十年二月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

様式(1)

推 薦 書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

所 在 地 殿

労働組合又は使
用者団体の名称

代表者名

㊞

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年	現 住 所	労働者の所属 組合の名称及び その地位(使用者 及び事業場の所屬 会社及び事業 場の名称並び にその地位)	労働者 の所属職場の 名称及び その地位	経 歷	備 考

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査していく様さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数(男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生の援助を受けている状況

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等ができるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労 動 組 合 資 格 審 査 申 請 書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

所 在 地 殿

労働組合名

代表者名

㊞

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第百七十八号

家畜伝染性疾病的発生を予防するため、次の要領により、牛の炭疽^そ予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して注射を受けることを命ずる。

昭和五十年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

牛の炭疽^そ予防のため

二 実施する区域

西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部（通称岩伏地区）

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛（生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。）

四 実施の期日

昭和五十年三月十七日から三月十九日まで

五 検査の方法

炭疽^そ第二苗予防液皮内接種**鳥取県告示第百七十九号**

昭和四十九年十一月十一日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（橋本地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八十号

利害關係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

船岡町役場

三

縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月二十六日から二十日間

昭和五十年二月二十五日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月二十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

米子市役所

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八十一号

昭和五十年一月二十七日付けで米子市から申請のあつた土地改良（車尾

地区農業用用排水）事業計画について、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和五十年二月二十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

鳥取県告示第百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、和田団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十年二月二十五日

鳥取県告示第百八十二号

昭和五十年一月十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良（入藏地区農道整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和五十年二月二十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

西伯町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称	鳥取県住宅供給公社
二 事業施行期間	昭和五十年二月二十五日から昭和五十一年三月三十一日まで
第一工区	昭和五十年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで
第二工区	昭和五十年五月一日から昭和五十二年三月三十一日まで
三 施行地区	倉吉市馬場町字下奥田の一部
第一工区	倉吉市馬場町字下奥田の一部
第二工区	倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和寺の各一部
四 土地区画整理事業の名称	和田団地土地区画整理事業
五 事務所の所在地	鳥取市東町一丁目三一九番地
六 施行認可の年月日	昭和五十年二月二十五日
七 施行者のお住所	鳥取市東町一丁目三一九番地
八 事業年度	昭和四十九年度及び昭和五十年度
第一工区	昭和四十九年度及び昭和五十年度
第二工区	昭和四十九年度及び昭和五十年度

九

公告の方法

鳥取市東町一丁目三一九番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

昭和五十年度から昭和五十二年度まで